十月廿二日左記条件ニテ解決ス
一、工場主ハ山本林両名ト在籍ヲ承認ス
一、争議團ハ西尾外四名ノ解雇ヲ承認シ工場主ハ之ニ対シ
依リ手当金ノ外一人ニ付金五拾円ヲ解雇者ニ支給スルコト
一、今回争議解決ノ為メ工場主ヨリ金五十円也ヲ寄附スルコト
一、今回ノ争議ニ要シタル費用ハ各自負担ニ解決ス

(田)田尻織物株式会社嘉祥寺工場（一〇、一五―一〇、二二）
所在地　大阪府泉南郡田尻村字嘉祥寺
労働者　五二名（内女四二名）
全労　指導　大阪合同紡織労働組合
争議原因
原動力ノ変化ニ伴フ解雇
産業合理化ノ一端トシテ従業ノ蒸気機関ニ依ル石炭ヲ用

操業ヲ廃シ重油発動機ヲ採用シタル結果従業者中
火夫一名及石炭運搬夫一名ヲ不必要ナリトシ十月十五日
之ヲ解雇セントシタルニ被解雇者ハ其ノ同地方ニ於ケル唯一ノ有力
組合ナル前記組合ニ加盟シ其ノ指導ノ下ニ解雇撤回ヲ
テ全従業員ノ同盟罷業ヲ以テ対抗シ同十五日午後七時要求ヲ
記載セル嘆願書ヲ提出シ罷業ニ入リ同十六日午前九
要求事項ニ基キ提出シタル同時ニ全従業員ハ一斉ニ罷業ス
ヲ決行ス

嘆願書

一、解雇職工二名ヲ復職セシムルコト
一、全期休業ニ対シ賃金ヲ支給スルコト（毎月二回払）
一、解雇者ノ手当ノ制定及期末賞与制度ヲ制定スルコト
一、時間外勤務ニ対シ一時間ニ付金五銭ヲ支給スルコト